

第 13 章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる許認可等は以下のとおりである。

- ・ 産業廃棄物処理施設設置許可(廃棄物処理法第 15 条第 1 項)
- ・ 建築基準法 51 条ただし書き許可(建築基準法第 51 条第 1 項)
- ・ ばい煙発生施設設置届出等(大気汚染防止法第 6 条第 1 項他)
- ・ 都市計画法 29 条許可(都市計画法 29 条第 1 項)
- ・ 特定施設設置届出(騒音規制法第 6 条第 1 項)
(振動規制法第 6 条第 1 項)
(ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項)
- ・ 届出施設設置届出(大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項他)
- ・ 建築物の建築等に関する申請及び確認(建築基準法第 6 条第 1 項)
- ・ 危険物取扱所設置許可申請(消防法第 11 条)
- ・ 工事計画届出(電気事業法第 18 条第 1 項)
- ・ 労働安全衛生法